

小平市教育委員会会議録（甲）

— 3 月 定 例 会 —

平成24年3月29日（木）

開催日時 平成24年3月29日（木） 午後2時00分～午後4時12分

開催場所 505会議室

出席委員 伊藤文代委員長

森井良子委員長職務代理者

山田大輔委員

高槻成紀委員

阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長

内野雅晶教育部理事兼指導課長

有馬哲雄教育部理事（生涯学習・体育）

滝澤文夫教育庶務課長

鶴巻好生学務課長

赤坂慶太学務課長補佐

市川清学校給食センター所長

白倉克彦指導課長補佐

阿部裕生涯学習推進課長

小島淳生体育課長

深谷達中央公民館長

松原悦子中央図書館長

島川浩一教育部参事

佐藤晴美指導主事

書記 根岸玄教育庶務課主事

傍聴者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会3月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は山田委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（13）及び議案第80号から第84号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）市議会3月定例会について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（1）市議会3月定例会についてを報告いたします。資料No.1をご覧ください。市議会3月定例会は、2月28日から開催され、3月27日の本会議最終日をもって閉会となりました。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、報告いたします。

2月29日から3月2日までの3日間には一般質問がございました。一般質問は26人の議員から72件の質問が出され、そのうち、教育委員会に関連するものが23件でございました。

これらの内容につきましては、資料No.1にてご確認ください。

次に、3月6日から8日まで、一般会計予算特別委員会において、「平成24年度小平市一般会計予算」が審査され、教育部の審査は8日の午後に行われました。

教育部の審査終了後、各会派の代表から総括質疑がございまして、一般行政につきましては市長が、教育行政につきましては私が答弁いたしました。

総括質疑・討論の後、採決が行われ、可決すべきものと決定いたしました。

13日には総務委員会が開催され、先の教育委員会で議決いただきました、「平成23年度小平市一般会計補正予算（第4号）」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

さらに、翌14日には生活文教委員会が開催され、「小平市立公民館条例の一部を改正する条例」、「小平市立図書館条例の一部を改正する条例」、「小平市八ヶ岳山荘条例を廃止する条例」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

また、「仲町公民館・仲町図書館改築に伴う実施設計について」の事務報告が行われました。

27日の本会議最終日において、平成24年度小平市一般会計予算、それから平成23年度小平市一般会計補正予算（第4号）、公民館、図書館、八ヶ岳山荘に関する3条例の改正のすべての議案が、全会一致により可決されました。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（2）平成24年度中学校給食実施計画について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（2）平成24年度中学校給食実施計画についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

平成24年度も昨年度と同様の、1食あたり280円で給食を提供いたします。

生徒一人あたりの平均年間給食回数は、182回を予定しており、最高予定回数は188回、最低予定回数は176回となっております。

以上でございます。

○伊藤委員長

教育長報告事項（3）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（3）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

平成24年3月28日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で19校、延べ120学級、中学校で4校、延べ13学級でございます。

また、昨年の同時期における臨時休業は、小学校で15校、延べ54学級、中学校は3校、5学級ございました。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（4）小平市特別支援教育連絡会の設置について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（４）小平市特別支援教育連絡会の設置についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

「小平市特別支援教育連絡会」は、「小平市特別支援教育総合推進計画前期計画」の重点施策の一つに掲げられているもので、連絡会の構成員である関係機関、庁内関係課との調整を経て、平成24年4月1日付の設置を目途に、「小平市特別支援教育連絡会設置要綱」を制定するものでございます。

詳細については、島川教育部参事から説明させます。

○島川教育部参事

小平市特別支援教育連絡会の設置について、ご説明いたします。資料No.4をご覧ください。

小平市特別支援教育連絡会は、小平市特別支援教育総合推進計画前期計画の重点施策の一つとして、設置するものでございます。

設置の趣旨でございますが、第1条のとおり、小平市における特別支援教育の充実に向けて、関係機関等の連携を図るために設置するものでございます。連絡会では、第2条のとおり、小平市の特別支援教育を一層充実させていくために必要な、現状や今後の特別支援教育の具体的な取組、その他の事項について協議いたします。

連絡会の委員の構成でございますが、第3条をご覧ください。連絡会は関係機関の代表者に当たる方で構成いたします。1号から3号は、小平市特別支援教育総合推進計画前期計画を推進する部の代表者。4号、10号、11号は、それぞれ小平市立保育園、私立幼稚園、私立保育園の代表者。5号から7号は学校の代表者。なお、7号につきましては、小平特別支援学校と小金井特別支援学校、それぞれから代表者の参加をお願いする予定でございます。

その他、小平市の特別支援教育を推進する関係団体といたしまして、8号、9号、12号の代表者。また特別支援教育を充実させていくためには、保護者の協力も欠かせないことから、13号、14号において、保護者組織といたしまして、小学校、中学校のPTA連合会の代表者を予定しております。なお、小学校入学前の子どもの保護者につきましては、幼稚園、保育園には、小・中学校と同様な市内を横断する組織がないことから、15号、その他連絡会が必要と認めるものの枠から委員をお願いする予定でございます。

なお、第3条で示す代表者は、代表者または代表者の推薦する者といたします。

続いて、第5条、連絡会には、第3条第1号から第11号までに規定するものが所属する団体の実務担当者による実務者部会を設置いたします。また、第7条で会議を公開しないとしております。これは会の趣旨が関係機関等の連絡調整であるため、市における同等の会議と同様に、特に公開はしないといたしました。

第9条、設置期間でございますが、平成24年4月1日から計画の対象期間にあわせ、平成28年3月31日となっております。

第10条、連絡会の庶務は、教育部指導課及び、教育部参事において処理いたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（５）小平市平櫛田中彫刻美術館「わくわく体験美術館ウィーク」について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（５）小平市平櫛田中彫刻美術館「わくわく体験美術館ウィーク」についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

次世代を担う小・中学生に、彫刻などの芸術に親しんでもらうことを目的とした事業の一つとして、平成18年度から、期間を定めて小・中学生の観覧料を免除し、美術に親しむ機会を提供する「わくわく体験美術館ウィーク」を開催しております。

開催期間中の実績といたしまして、平成20年度は235人、平成21年度は205人、平成22年度は192人、今年度は285人の子どもたちが来館しております。

平成24年度もこの事業を引き続き実施し、さらなる普及を図ってまいります。

開催期間でございますが、第1期は、こどもの日を中心に、ゴールデンウィークの4月28日（土）から5月6日（日）までの9日間、第2期は、小・中学生の夏休みの7月21日（土）から9月2日（日）までの44日間、第3期は、東京都教育の日及び文化の日を中心とする10月27日（土）から11月4日（日）までの9日間でございます。

なお、観覧料の免除は、小平市平櫛田中彫刻美術館条例第6条第2項、同施行規則第3条第1項第2号の規定に基づき行うものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

教育長報告事項（６）小平市平櫛田中彫刻美術館「いけ花ライブ」について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（６）小平市平櫛田中彫刻美術館「いけ花ライブ」についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

市制施行50周年記念事業「第55回全日本花いっぱい小平大会」にあわせて、サテライト会場となる平櫛田中彫刻美術館では、5月13日（日）に「いけ花ライブ」を実施します。

このイベントは、美術館内で華道研究家が「いけ花」の公開実演を行うものです。あわせて全国から見えるお客様に田中作品を鑑賞していただき、平櫛田中及び美術館のPRを図るため、イベント当日の観覧料を無料といたします。

なお、観覧料の免除は、小平市平櫛田中彫刻美術館条例第6条第2項、同施行規則第3条第1

項第2号の規定に基づき行うものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（7）小平市平櫛田中彫刻美術館における「東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっとパス2012」による入館の観覧料について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（7）小平市平櫛田中彫刻美術館における「東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっとパス2012」による入館の観覧料についてを報告いたします。資料No.7をご覧ください。

この制度は、都内美術館及び博物館の普及広報、新たな需要の開拓、新たな観光資源の創出を目的としたものでございます。

都内の美術館・博物館が負担金を納めて加入し、利用者が1冊2,000円のチケットブックを購入すると、加入している施設に、最初の利用日から2カ月間、無料または割引料金で入館できます。

小平市平櫛田中彫刻美術館では、PRと集客の増を目的として、昨年度に引き続き、この「東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっとパス2012」に加入することといたしました。

平成24年度におきましては、都内75の美術館及び博物館等が加入し、近隣では、多摩六都科学館や小金井公園内にある江戸東京たてもの園などで利用できます。

加入に際し納める負担金につきましては、年度末に、報奨金を加算して全額返金される予定となっております。

この「ぐるっとパス」による観覧料につきましては、無料と割引扱いがありますが、加入している多くの施設が常設展・企画展とも無料となっていること、さらに都内からはやや遠い、多摩エリアという立地環境も勘案いたしまして、小平市平櫛田中彫刻美術館におきましては、平櫛田中彫刻美術館条例第6条第2項及び同施行規則第3条第1項第2号の規定に基づき、観覧料を免除し、無料扱いといたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

教育長報告事項（8）小平市平櫛田中彫刻美術館の臨時休館について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（8）小平市平櫛田中彫刻美術館の臨時休館についてを報告いたします。資料

No.8をご覧ください。

平成24年度は、年間で特別展示を含む、計4回の企画展を開催することから、その前後に展示替えのため、臨時休館日を設けます。

臨時休館日は、5月28日（月）、9月3日（月）、9月5日（水）から8日（土）まで、10月22日（月）、10月24日（水）から26日（金）まで、及び平成25年2月4日（月）の11日でございます。

市民の皆様には、市報、ホームページ及び館内掲示でお知らせいたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（9）仲町公民館・仲町図書館改築に伴う実施設計について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（9）仲町公民館・仲町図書館改築に伴う実施設計についてを報告いたします。

昨年度に完成させました「仲町公民館・仲町図書館改築に伴う基本設計」に基づいて、今年度は、実施設計に取り組んでまいりましたので、その概要を報告いたします。

詳細につきましては、松原中央図書館長から説明させます。

○松原中央図書館長

仲町公民館・仲町図書館改築に伴う実施設計について、ご報告いたします。資料No.9をご覧ください。

1、基本設計のコンセプトでございますが、資料の（1）から（4）のと通りの4点でございます。このコンセプトのもとに、市民の皆様からいただいたご意見、ご要望を反映しながら、昨年度に、基本設計をまとめました。今年度は、その基本設計を生かして、実施設計に取り組んでまいりましたので、その概要をご説明します。

続いて、2、実施設計の概要でございます。まず施設でございますが、公民館と図書館の複合施設であり、地下1階、地上3階建てとなります。公民館が主に地下と1階部分。図書館が主に2階と3階部分となっております。

面積等でございますが、実施設計の段階では、すべておおよそとなりますが、敷地面積が993平方メートル、建築面積が351平方メートル、延べ床面積が1,467平方メートルとなっております。階層ごとでは、地下1階、1階、2階、3階がそれぞれ資料のと通りの面積となっております。また機能別に分けますと、共有部分、公民館部分、図書館部分がそれぞれ資料のと通りの面積となっております。

この面積を建替え前の公民館・図書館と比較いたしますと、公民館の貸し出し用の部屋、及び図書館の書架は、どちらも100平方メートルほど減少してございます。構造は、地下部分が鉄

筋コンクリート造り、地上部分が鉄骨造りでございます。

基本設計からの変更箇所につきましては、建物の形状、機能に大きな変更はございませんが、居室面積の調整やレイアウトにつきまして、若干変更がございます。

次に（２）部屋の配置につきまして、基本設計から実施設計への変更点を交えながら、各階ごとにご説明いたします。資料２枚目のレイアウト図とあわせて、イメージ図もご参照ください。

まず、地下１階でございます。公民館部分といたしまして、比較的音の出るホール、和室、学習室などがあり、保育・お話室は公民館、図書館両方で使用します。閉架書庫と１階とつながっている事務室は図書館部分となります。保育・お話室は、基本設計では廊下の中央に位置しておりましたが、廊下に死角ができないよう、南西側に移動させました。それに伴い、使い勝手をよくするよう、トイレなどの位置も移動させております。光庭を設けることで、地上との距離感を小さくしています。また西側には地下と１階をつなぐ外階段を設けてあります。

１階は、それぞれの部屋が独立して配置されており、エントランスホール、受付事務室とカフェラウンジ、調理や陶芸ができる多目的室がございます。各部屋は離れておりますが、上の階が覆いかぶさる形で天井の役目をしており、雨に濡れずに移動できます。基本設計よりエントランスを広げ、エレベーターへのスムーズな動線を確認いたしました。また自転車置き場ですが、２０台から４５台分を確保しているところでございます。

２階には書架を配置した読書ラウンジと、講座や読書室などに利用する多目的室がございます。西側に新たに授乳スペースを設けました。南側の開架は、ティーンズコーナーとなりますが、床面に差をつけ、なだらかなスロープでつなげることで、多様な空間を演出しております。３階はワンフロアの読書ラウンジとなっております。

変更箇所として、西側に室外機置き場を設けたことで、フロア面積は若干減少しておりますが、２階フロア部分を広げておりますので、書架全体の面積に大きな変動はございません。

以上が各階の説明となります。

再度、資料の１枚目をご覧ください。（３）設備等でございますが、環境への配慮として、太陽光発電の設置、屋上緑化、雨水利用などを、さらには日よけと近隣への配慮として、壁面に網目状の金属スクリーンである、エキスパンドメタルを取り入れております。またユニバーサルデザインとしては、東京都の福祉のまちづくり条例に基づき、だれでもトイレ及びトイレ内にはオストメイト、多目的シート、ベビーチェアなどを設置しています。

最後に、今後の予定でございますが、資料のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（１０）寄附の受領について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（10）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.10をご覧ください。

〔I〕は、金20万円及びテント1張りを、青梅信用金庫小平支店様より、育英基金への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（11）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（11）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.11のとおりでございます。

詳細につきましては、滝澤教育庶務課長より説明させます。

○滝澤教育庶務課長

本日報告いたしますのは15件でございます。その内、新規申請について、ご説明申し上げます。

受付番号（100）事業名、東日本大震災復興支援活動は、福島と小平の子どもたちの会が主催で、原発事故により影響を受けている福島の子どもの約40人を小平市に招待し、3泊4日の日程で野外活動を楽しむというものです。

受付番号（101）事業名、市制施行50周年記念事業「だいすきなまち小平市」児童絵画コンクールは、小平市と公益財団法人小平市文化振興財団の共催事業でございます。例年は小平市文化振興財団の「みんなのまち小平」として後援名義の使用承認をしてきたところでございますが、平成24年度につきましては、市制施行50周年記念事業として市と共催することから、新規申請として審査したものでございます。

その他の13件は、いずれも例年もしくは昨年までも承認しているものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（12）事故報告I（2月分）について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（12）事故報告I（2月分）について、報告いたします。

2月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.12のとおりでございます。詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○内野教育部理事

事故報告Ⅰ、平成24年2月分についてご説明いたします。

まず交通事故でございますが、2件発生しております。まず小学校の①でございますが、管理外ということで、これは下校後の事故でございます。

小学校2年生の男子児童が、自転車で横断歩道を走行中、左折してきた自動車と接触し、自転車がバンパー部分に挟まるような形で、自転車ごと8メートルほど引きずられております。その後、自力で立ち上がりましたが、額の打撲及び左ひざの擦過傷ということで、全治1カ月のけがを負っております。

ここで気になるのは、自転車で横断歩道を走行中というところなのですが、この現場は横断歩道の歩道部分の脇に自転車用のレーンがある横断歩道です。自転車を使用した場合、この横断歩道を押して渡らなければいけないのか、それとも走行していいのかどうかということを確認しましたところ、走行レーンが区分されている場合には乗ったままで構わないとのことですが、自転車の走行レーンがない横断歩道は押して渡らなければいけないということでした。この横断歩道は走行レーンがあったのですが、走行レーンを走行していたかどうかは確認できておりません。自動車の運転手が横断歩道を自転車で渡ってくる子どもに気づいたのかどうかもわかりませんが、巻き込み事故になっておりますので、重大事故になるところであったと思います。

学校としましては、緊急の職員会議を直ちに開催しまして、全学級で注意と指導の徹底を図っているところでございます。

続きまして、中学校です。管理下の②ですが、登校途中の事故でございます。これは自転車に乗って登校ということではなくて、歩道を歩いていたところ、前方から歩道を自転車で走行してきた人と衝突したというものでございます。生徒はその衝突の勢いで後ろに倒れてしまい、頭部を自転車にぶつける形で倒れておまして、頸椎を捻挫しております。この点につきましても、やはり双方とも慌てていたということもあるかもしれませんので、登下校時の交通安全の注意を、全学級で行っております。

続きまして、一般事故でございます。小学校の①からご説明いたします。これは一般事故というところに入れてありますが、小学校4年生の女子児童、これは特別な支援が必要な児童でございます。母親の自転車に乗って登校している途中、母親がバランスを崩してしまい、歩道部分に倒れ込んでしまったということでございます。頭部の外傷、側頭骨骨折、硬膜外出血ということで10日間の入院でございます。

治療は完了しておまして、通常の支援体制に戻っておりますけれども、登下校につきましては、何らかの対策が必要ではないかということで、学校側と保護者とで協議をしております。

また、雪や雨の日なども、かっぱを着て自転車を利用し、登校しているということでございますが、自転車についてはその後、安定性の高い三輪自転車に変えたということでございます。

続きまして、④の一般事故でございますが、小学校6年生の男子児童が、体育館の活動を終えて教室に戻ろうと、走りながら渡り廊下につながるころの昇降口に両手をついてしまい、その下の部分のガラスが割れて、両手首を切っております。ガラスを貫通するような形で手が出ておりまして、5針もしくは4針を縫うけがとなっております。

施設としては、規格が満たされているガラスですので、この場合はやはりよほど慌てていたということがあるかもしれませんけれども、これはまず安全指導の徹底を図るという対応をしております。施設の確認についても、現地で担当課が検証を行っております。

私からは以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山田委員

資料No.1の12ページになりますけれども、答弁内容の(3)、こちらの真ん中あたりに、ガラスの破損などがありますが、定期的な点検などといった安全確保が、いつどのようになされているのかを確認させていただきたいのと、今回、ガラスの破損などの被害がないという答弁内容でございましたが、確か、小平第一小学校の体育館のガラスが割れたというお話を記憶してございます。この意味としてはガラスの破損などによるけがの被害、そういったことなのでしょうか。その辺の確認をさせていただけたらと思います。質問です。

○滝澤教育庶務課長

お答えいたします。まず点検でございますけれども、校舎、体育館を含めまして、毎年度夏季休業中を利用して、学校長に施設内の点検をお願いしているところでございます。その中で気づいた点がございましたら、報告をいただきまして、市の技術職員を派遣し、例えば亀裂であるとか、破損について、それがどの程度なのかという専門的な見地から助言をもらい、対応すべきところは対応しているところでございます。

ガラスの破損でございますが、小平第一小学校であるとか、第二中学校であるとか、東日本大震災の関係では大変多くのガラスが割れた、もしくは亀裂が入ったということは承知をしております。今回は体育館の中でそういったことはあったのかという質問でございましたので、破損は特になかったと答弁させていただきました。

以上でございます。

○山田委員

すみません、私の記憶違いでしたら本当に申し訳ないのですけれども、たしか第一小学校の体育館のガラスが何か所か割れたと私は記憶してございましたので、質問をさせていただきました。

また確認をしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員長

よろしいですか。では、確認をお願いします。

○滝澤教育庶務課長

今の体育館の件は確認をしておきます。

○伊藤委員長

そうですね。問題は破損の場所の把握ですから、よろしくお願いします。

ほかにご質問、ご意見、ございませんか。

○高槻委員

(11)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についての受付番号(100)の事業のことで、福島の子どもたちを招いてということですが、これは東京の各地でこういった活動の流れがあるのですか。

○滝澤教育庶務課長

都内の他自治体との連携ということではなくて、小平市での、この団体独自の活動と聞いております。

○高槻委員

わかりました。とても大事なことだと思います。具体的に、どういう活動を、何日くらいされるのですか。

○滝澤教育庶務課長

日数としましては、3泊4日でございます。活動は市内の中央公園であるとか、小学校の校庭を予定しているということで聞いております。その中で、外遊び、運動会であるとか、近隣の施設、多摩六都科学館であるとか、スカイツリーの見学をするということで聞いております。

○高槻委員

こちらの子どもたちと交流を図って、元気づけるというような趣旨ですね。わかりました。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員長

小学校校庭とございますが、ご説明があったかもしれませんが、どちらの小学校でしょうか。

加えて、今の高槻委員のご質問の内容とも関連して、小学校校庭、どこの小学校か、その小学校の児童との交流なども、活動の中に予定されているのでしょうか。

○滝澤教育庶務課長

いただいた書類の中で小学校は特定できないのですが、市内の小学生との交流を含めてということのようでございます。

○伊藤委員長

ほかにご質問、ご意見ございますか。

○森井委員

事故報告Ⅰの一般事故のご説明の中で、中学一年生の男子生徒が友達とふざけて足をかけあっていた際に起きたものがありました。24年度から武道の授業が始まるにあたって、こういったことが今後頻繁に起こってくるのではないかとということが心配されます。授業が始まるにあたって、こういったふざけ合いが起きないように、授業は授業として、徹底して指導していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員長

議会の質問、答弁でも武道の授業についてございましたけれども、夏季休業期間中に実施する研修等のご答弁がありましたが、既に先行実施している学校がどのくらいあるのかということと、それから授業時数は決められていないということですので、夏季休業中の研修を受けて、秋から始められるのか、あるいは4月から開始なさるところについては、教員の研修はいつ実施したものを役立てるのかというところを伺えますか。

○内野教育部理事

武道の履修に関してでございますけれども、現在24年度の教育課程届を受け付けております。その集約中でございますので、現況ということでお答えしますと、中学校8校のうち、5校が柔道、3校が剣道の取扱いを予定しております。

備品等の整備の関係もありますので、おおむね継続されるのではないかと考えております。

また、指導の実施時期につきましては、各学校が2学期以降を予定しておりますので、1学期から夏休み等を活用しまして、教員の研修を現在企画しているところでございます。夏休みには地域の小平市柔道会の方々からもご支援をいただいて、教員研修を行いたいと思っております。

また各学校の体育教員の実態としても、全校で武道の指導の経験者、あるいは必要とされる研修を受けている先生が必ずいるという状況でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

ほかに教育長報告事項について、ご質問、ご意見ございませんか。

○山田委員

資料No.2、平成24年度中学校給食実施計画の2ページ目の5、給食費の(3)納入方法に関連して質問させていただきたいのですが、平成23年度給食費の未納者への対応と結果を教えてくださいたいと思います。また、小学校の方も同様に教えてくださいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○市川給食センター所長

平成23年度の未納の件でございます。手元に詳しい資料がございませんが、23年度は前年度の未納が54件、180万円ほどございました。未納への対応でございますが、現在約50万円強を徴収しております。実際には、まだ年度を締め切っておりませんので、正確には把握していないところです。

以上でございます。

○伊藤委員長

では、小学校につきまして。

鶴巻学務課長お願いします。

○鶴巻学務課長

平成23年度の数字はまだまとまっておりませんので、平成22年度の未納の状況ですが、現年度分が170万円ほど、過年度分が340万円ほど、あわせて511万円ほどございました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかにごございませんか。

○山田委員

続けて、資料No.6「第55回全日本花いっぱい小平大会」の件で質問させていただきたいと思ひいます。

現在、駅前や沿道、その他公共施設などで小平花いっぱいプロジェクトを実施中で、小平駅前にも大変きれいな花が植えられていると思うのですがけれども、ほかにこういったところでそのような活動が見られるのか。また、こういった活動はとても素晴らしい活動だと思いますので、継続性があるのか教えていただけたらと思ひいます。よろしくお願ひいたします。

○阿部生涯学習推進課長

この事業は水と緑と公園課が中心に行っていて、私ども教育委員会も具体的な場所というのは把握していないところがございますが、私の方で知り得ている範囲では、小平駅以外にも各学校にプランターを配布してございます。各学校の正門のところに大会のプランターを置いております。そのほか、平櫛田中彫刻美術館にも、プランターを置いておりますし、ふるさと村であるとか、鈴木遺跡資料館など各施設にプランターを置いております。

学校からは、花を置くことに対する要望が結構ありまして、そういった意味で、花を提供していただけるということで、学校のボランティアなども中心になって取り組んでいるところでございます。

継続性につきましても、既に学校の方でいろいろ継続的に取り組んでおりますけれども、今後もやはり継続していきたいという声を学校のボランティアからは聞いております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかによろしいですか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

では、以上で、教育長報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○伊藤委員長

次に、協議事項（１）小平市立学校、中学校の学級編制についてを議題といたします。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

協議事項（１）小平市立小学校、中学校の学級編制についてを説明いたします。資料No.1 4をご覧ください。

平成23年4月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び職員定数の標準に関する法律」の一部改正により、平成23年度には、35人以下学級の推進として、小学校第1学年の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられました。

さらに、平成24年度には、市町村が柔軟に学級編制できる仕組みの構築として、都道府県教育委員会が定める学級編制の基準は、市町村教育委員会が従うべき基準から、標準としての基準となり、学級編制については、都道府県教育委員会への事前協議・同意から、事後の届出に改め

られます。

したがって、平成24年度の小平市立小学校、中学校の学級編制につきましては、「東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」を標準として、行うものでございます。

なお、詳細については、鶴巻学務課長から説明させます。

○鶴巻学務課長

それでは資料の裏面をご覧ください。東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準でございます。これにより小平市立小学校、中学校の学級編制について説明いたします。

はじめに小学校の学級編制でございます。中央の表の小学校の1列目には、同学年の児童で編制する学級について、1学級の児童数は40人でございますが、括弧書きで第1学年の児童で編制する学級にあつては35人と記載されています。これは平成23年度の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、加えられたものでございます。

したがって、小学校第1学年につきましては、35人学級編制とするものでございます。

小学校第2学年でございますが、東京都基準の備考1の(1)に規定がございます。小学校第2学年にあつて、同学年の児童で編制する学級の基準により算定した学級の平均の児童数が35人を超える場合、35人で学級を編制できるというものでございます。

これに基づきまして、小学校第2学年につきましても、35人学級編制とするものです。

表に戻りまして、小学校の2列目の連続する二つの学年の児童で編制する学級については、小平市においては該当がございません。

3列目の学校教育法第81条の規定に基づく特別支援学級でございますが、8人で1学級を編制するもので、従来どおりでございます。

次に、中学校の学級編制でございますが、表の中学校の1列目により、同学年の生徒で編制する学級は40人でございますが、備考1(2)に中学校第1学年にあつて、同学年の生徒で編制する学級の基準により算定した学級の平均の生徒数が、37人を超える場合、37人で学級を編制することができると規定されております。これは中学校入学時に学校生活になじめないなどの、いわゆる中1ギャップに対応するため、教員の加配を行う制度についての規定でございます。中学校第一学年につきましては、これに基づきまして、学級編制を行うものでございます。

また、中学校の表の最後の列に、中学校の特別支援学級の学級編制が規定されておりますが、小学校と同じく8人で1学級を編成するものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、このことにつきましては提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

以上で、協議事項（１）を終了いたします。

（議案）

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第 7 7 号、小平市文化財の指定解除の諮問について。阪本教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第 7 7 号、小平市文化財の指定解除の諮問についてを説明いたします。

この小平市文化財は、市立鈴木小学校隣接保存区に所在するものでございまして、昭和 5 8 年 3 月 3 1 日に、小平市鈴木遺跡として史跡第 2 号に指定されたものでございます。

このたび、鈴木小学校隣接保存区及び小平市鈴木遺跡資料館敷地が、東京都教育委員会におきまして東京都指定文化財の鈴木遺跡として史跡に指定されたため、小平市文化財保護条例第 9 条の規定に基づき、小平市文化財保護審議会に、小平市文化財としての指定解除の諮問を行うものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第77号、小平市文化財の指定解除の諮問について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第78号、平成24年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について、阪本教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第78号、平成24年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方についてを説明いたします。

本案は、平成24年度を迎えるにあたり、小平市教育委員会の教育目標と基本的な考え方を定めるものでございます。

お手元の議案に添付しております資料のとおり、文言の修正、整理を含め、見直しを行ったところでございます。

資料は、2部ございます。後ろの資料で訂正箇所をお示ししてございますので、そちらをご覧ください。

はじめに、全体として、「子ども」の「ども」を平仮名に、また、「育む」を漢字に、それぞれ表記を変更いたしました。

まず、1ページ、教育目標につきましては、変更等はございません。

2ページ、基本的な考え方1の(1)の①では、表記を整理いたしました。(2)の③では、「子どもたちに」を追加してございます。また、3ページ、(5)では、防災・安全教育についての表現を修正・追加してございます。

次に、基本的な考え方2では、(3)として小・中連携教育に関する記述を追加いたしました。

4ページ、基本的な考え方3につきましては、変更等はございません。

5ページ、基本的な考え方4の、(1)では、「学校危機管理マニュアル」の作成を追加するとともに、教育委員会と学校が連携する機関として、市を追加してございます。また、(2)では、「学校経営協議会」を追加してございます。続いて(5)では、災害時における学校施設等の機能強化についての記述を追加してございます。

次に、7ページ以降の「学校教育の推進事項」について、項目、取組で追加したものを主に説明いたします。

まず、7ページの一番左の列、大項目の上から2番目、「学力の向上」について、3列目の「教育委員会の施策」の項目に「デジタル教科書等の効果的活用についての研究」を、その隣の列の「学校における推進事項」には「ICTの積極的活用」を追加してございます。

次に、8ページの中項目の上から3番目、「安全指導の充実」になりますが、その隣の列の「教育委員会の施策」の「安全教育資料の配布」で、安全教育の分野、「(生活・交通・災害)」を追加し、「学校における推進事項」には「防災教育の充実」を追加いたしました。

次に、9ページの大項目は「個別の教育課題への取組の推進」となりますが、その中項目、ページ中段あたりにございます「環境教育の推進」に、「教育委員会の施策」として「第2次小平市環境基本計画に基づく環境教育の推進」を加えました。

同じページが一番下の大項目「教育環境の整備・充実」に、中項目として「防災対策、放射能対策の推進」を加え、「教育委員会の施策」及び「学校における推進事項」にそれぞれ取組を追加いたしました。

次に、11ページの社会教育の推進事項でございますが、一番右の列の「教育委員会の施策」に、一部追加・変更がございます。主なものといたしましては、中項目の3番目、「スポーツ・レクリエーション活動等の振興」に「スポーツ祭東京2013の開催準備」を、同じページの下から3番目の中項目「青少年のための事業の促進」に、「子ども・教育フォーラムの実施」を追加いたしました。

12ページの大項目「文化財保護の推進」の中項目「文化財保護の啓発」に、「市内文化財総合調査報告書の刊行」、「鈴木遺跡・八小遺跡ウォーキングパンフレット作成」を追加いたしました。

なお、平成24年度は市制施行50周年にあたり、数多くの記念事業が予定されているため、教育委員会が主催、あるいは市主催のもので学校等に関連する事業を抜粋し、記載いたしました。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

○山田委員

資料の7ページの大項目2番目、「学力の向上」の中項目に「デジタル教科書等の効果的活用についての研究」というのが今回追加されましたが、こちらはこういった媒体がイメージされておりますでしょうか。

また、もう一つ意見なのですが、8ページの大項目、「健康・安全教育の充実」の、「食育の充実」の部分に、9ページが一番下にあります「給食食材の産地公表及び放射性物質検査の実施・公表」が、食の安全といった意味で、同じものがあってもいいのかなと感じましたので、意見として加えさせていただけたらと思います。

以上です。

○佐藤指導主事

まず、「学力の向上」の「デジタル教科書等の効果的な活用についての研究」についてですが、平成24年度の小平市教育委員会特色ある教育活動として、小平第五小学校、第七小学校、第十四小学校、第一中学校が、デジタル教科書等の活用の研究を行います。その中で、どのような使い方ができるか、またはどの教科で効果的に活用できるかという研究を進めてまいります。また、その結果を全校に還元していきます。

以上でございます。

○伊藤委員長

デジタル教科書について、改めてご説明願います。

○佐藤指導主事

申しわけございません。デジタル教科書は、教科書の内容がデジタル化されております。教科書の内容が提示されるのではなく、下線が引かれている部分やマークがついている部分をクリックすると、例えば国語では本文が朗読されたり、理科では実験の様子が動画として示されたりいたします。このように紙ベースの教科書では表現出来ない機能がついております。

○鶴巻学務課長

それでは、食育の充実の関係と、食材の公表の関係でございます。今回新たに防災対策、放射能対策を推進するという事で、1項目設けましたので、給食について分かれて記載されるようになっておりますが、食育の中においても、放射能についてどれだけ検査をしているかということや、安全性については、栄養士等を通じて児童・生徒に説明してまいりたいと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長

よろしいでしょうか。ほかに。

○森井委員

3ページ、基本的な考え方1の(4)の中に「学校における相談機能の一層の充実並びに教育支援室及び教育相談室の整備・充実を図る。」という文言があるのですが、私は教育支援室というのが少し耳慣れないと感じました。その後の7ページの学校教育の推進事項を拝見させていただくと、そこでは「教育相談室、あゆみ教室の充実」となっています。あゆみ教室と教育支援室は一緒と考えていいのでしょうか。もし一緒なのであれば、統一していただいた方がいいと思うのです。そして違うのであれば、推進事項のところにそれとわかるように明記する必要があるのではないのかというのが1点。

あと先ほど可決になりました、小平市文化財の指定解除というところで、鈴木遺跡の小平市文化財の指定を解除するということが決まっておりますが、12ページの項目の中の文化財保護の啓発の中に、新たに鈴木遺跡、八小遺跡ウォーキングパンフレット作成ということで、新規の事業として盛り込まれる形になっております。これは東京都の文化財指定を受けていても、小平市にある文化財ということで、引き続き事業として行われていくと考えて良いのでしょうか、という2点についてお伺いしたいと思います。

○島川教育部参事

1点目についてお答えさせていただきます。あゆみ教室と教育支援室という名称ですが、正式名は小平市教育支援室「あゆみ教室」という形になりますが、それが分かれて出てくるというのが非常にわかりづらいということですので、これは統一させていただきます。

○伊藤委員長

森井委員の意見のとおり、統一するということですが、どちらに統一するのでしょうか。

○島川教育部参事

あゆみ教室といたします。

○伊藤委員長

基本的な考え方の中の、教育支援室のところを、「あゆみ教室及び教育相談室」とするわけですか。

○阪本教育長

そうしますと、例えば、あゆみ教室は何ですかと聞かれてしまう場合がありますよね。

○森井委員

例えば、教育支援室「あゆみ教室」という形ではいかがでしょうか。

○阪本教育長

教育支援室「あゆみ教室」とした方がわかりやすいかもしれないですね。

○島川教育部参事

わかりました。正式名の教育支援室「あゆみ教室」と修正いたします。

○伊藤委員長

正式名、教育支援室「あゆみ教室」、あるいは、ここは教育支援室にしておいて、推進事項の

方で教育支援室「あゆみ教室」とするか。とにかく、あゆみ教室は教育支援室の呼称だということがわかるようにする、それでよろしくお願いします。

○内野教育部理事

では、ただいまの件につきましては、混乱を招かないように、適切な表記方法に改めたいと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

○阿部生涯学習推進課長

鈴木遺跡、八小遺跡ウォーキングパンフレット作成について、ご説明させていただきます。

これは、24年度に鈴木遺跡が東京都の文化財指定を受けたことを受けて、ということではなくて、小平市の市制施行50周年記念事業として、鈴木遺跡、八小遺跡のウォーキングを行う予定がございます。親子で参加できるような、また鈴木遺跡をもう一度再発見しようというようなウォーキングイベントを行います。このイベントの際に、ウォーキングパンフレットを作成するのですが、その日だけ使えるというようなものではなくて、そういった散歩をしてみたいという方々がいつでも、恒久的に使えるような、ウォーキングマップのようなものを作ることを計画してございます。市制施行50周年事業の一環ということで、位置づけられております。

以上でございます。

○森井委員

そういうことでしたら、市制施行50周年の記念事業としての位置づけでよくはないのですか。文化財保護の啓発として明記されたままだと、このまま毎年行っていくというイメージがあります。

○阿部生涯学習推進課長

50周年記念事業のところでは、そのほかの事業と総合して、「小平の文化財周知事業の実施」というところでまとめてございます。ほかに建造物を調べたものの報告書など、そういったものも含めて、「文化財周知事業の実施」としております。このような形で、50周年記念事業には書いているところですが、わかりやすく分けた方がいいということですので、検討させていただきます。

○伊藤委員長

ほかにご質問は。

○高槻委員

9ページの「環境教育の推進」という大枠というのですか、左側の項目があるところなのですが、私自身が生態学という研究をやっているからかもしれないのですが、少しほかの項目に比べて環境教育のことについて右側に書いてある、「人間と環境とのかかわりについての理解と環境保全についての態度の育成」「自然体験活動の充実」というのが、実際に何をするのかイメージしにくいという気がするのです。こういう表を作ることはとても難しく、クロスオーバーする内容もあるし、難しいということは理解するのですが、多分、枠の大きさの関係なんかもあるのだと思うのですが、この右側の学校における推進事項にもう少し具体性を持った内容が書いてある方がいいかという印象があります。希望ですが。

○内野教育部理事

右のところで環境などにかかわるところでは、例えば武蔵野の雑木林がある地区ですとか、あるいは玉川上水や用水が流れている地区など、環境にかかわる学習素材のあるなしについては、学校ごとに特色があるわけです。そういったところで、全校で展開できるものであれば、記述しやすいところもあるのですが、ここでは基本的な考え方を述べさせていただいているというとらえ方もできるかと思っております。

具体例ということであれば、CO₂削減などの視点での緑のカーテンですとか、太陽光発電と学習との関連ですとか、あとは玉川上水が流れている学区域の小中学校での地域理解の学習ですとか、様々あろうかと思いますが、ここでは具体的に述べにくいところもあるかと思えます。

○高槻委員

そうですね。今のような武蔵野の雑木林の話とか、玉川上水というような意味での「環境」というのならよくわかるのですが、環境問題というのは汚染の問題もあったり、先ほど出た花のことも生き物と子どもの教育というところでつながるものなので、ここでおっしゃっている環境というのが、これだけを読んだときにはイメージできませんでした。

○伊藤委員長

今、高槻委員がおっしゃった小平の自然というくりにするならば、内野理事からご説明のあった、27校全校で展開していなくても、こんなものもあるというような包括的なとらえ方にもなるのではないかとはいえます。

○高槻委員

環境という言葉はかなり大きい概念で、もしここでは、自然教育とか、小平の二次的な自然という意味であるとすれば、そういうふうにした方がイメージしやすいので、あとはお任せします。

○伊藤委員長

環境という言葉をもう少しわかりやすく。今こういう環境で会議をしていますとも使いますし。

○高槻委員

そうなのです。教育環境というとまさにそうですね。

○伊藤委員長

ここをもう少しわかりやすくしていただきたいと思います。

○内野教育部理事

それでは、ここであらう文言が各学校の教育活動、教育課程に反映するものですので、ここで何を求めているかということ、もう一度確認させていただいて、今必要な環境教育をどうとらえるかということも整理した上で、学校で何を推進するか、再度調整させていただければと思います。

○高槻委員

よろしくお願いします。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○高槻委員

「家庭教育支援」というのを具体的に見ると、学校だよりなどで学校と家庭との連絡や意思疎通をするというような感じだと思うので、「支援」という表現はなじまないような気がします。学校が家庭の教育を支援するという意味だとすると、この右に書いてあることと内容が違うのではないかと思います。そういう意図が「支援」という言葉で表現されているという理解であれば、いいのかもしれませんが、私が読んだときには少し違和感を覚えました。

○伊藤委員長

大分使われている言葉ですが、有馬教育部理事、お願いします。

○有馬教育部理事

国の文科省においても家庭教育支援という言葉がいろいろなところに出てまいります。やはり学校の中でも、学校・家庭・地域の連携というような、そういうフレーズが出てくるわけですが、最近の傾向として、やはりこういうところにも力を入れていくという流れになってご

ざいますので、この言葉は言葉としてよろしいかと認識しております。

○高槻委員

わかりました。

○伊藤委員長

私の方からご質問しますが、この内容といいましょうか、教育目標というものに関して、都道府県レベルではございますが、興味、関心も出てきております。そして教育振興基本計画に関してのアンケートも実施したわけですので、それによって教育目標というものがあるのだという認識も、保護者、地域の人が改めてされたのではないかと思います。

そういうわけで、教育委員会としては教育振興基本計画を策定するわけですが、それが上部計画ということになりましょうが、しかし、毎年度決定する小平市の教育目標及び基本的な考え方というものは、非常に重要なものであるととらえていなくてはならないと思います。そこでご質問したいのですが、年度末、3月定例会で毎回提案されるわけですが、年度末の大変お忙しい中、事務局におかれましては、これを作成されるわけでしょうけれども、どのような作業部会でどのようにこれを作成して、議案として最終決定をしていられるのでしょうか。いつごろから取りかかり、どのような検討部会なりを持ち、それを何回開催して、どのように決裁していくのでしょうか。改めてお聞きします。

○関口教育部長

現状では指導課が中心となりまして、たたき台をつくります。それを教育長以下、私ども部課長が出席しております事務局会議におきまして、それぞれの担当するところをチェックし、訂正したものを教育委員会の議案として提出させていただきます。今後はできるだけ早目に手がけていくことを、心がけていきたいと思っております。

また委員からのご意見を踏まえまして、さらに精度を高めていきたいと考えております。

以上です。

○伊藤委員長

そうしますと、指導課がたたき台をつくって、事務局会議で検討してということですね。今回の教育目標は、基本的な考え方、社会の変化、時代の変化、それから多様化する教育的ニーズをとらえて、非常に内容のある、期待の持てるものになっていると評価できると思います。

それから、実は最初に議案としていただいたものに防災教育の推進がなかったものですから、2～3カ所について私の方から指摘させていただきましたが、2日間くらいの間によくそれを盛り込んでくださったと思っております。そのたった2、3日の間でも、担当で集まって協議をしてくださったということでしょうか。

○滝澤教育庶務課長

指導課を中心にして、部長、理事、教育長とも、調整をさせていただいた結果でございます。

○伊藤委員長

本当にご苦労さまでした。今、数カ所さらに検討を要したり、修正するというところがありますけれども、日ごろ教育長が強調なさって、力を入れていらっしゃるところがとてもわかりやすくなっておりまして、全体としてとてもいいものになったと思います。教育目標はどのくらい達成するとか、そういうことよりも、目印、目当て、これをよりどころにしてということでしょうけれども、来年度、これに基づく教育行政の実施ということで、期待が持てるものだと思います。本当にご苦労さまでした。

教育長、お願いします。

○阪本教育長

実は方向性や内容というのはとても大切なのですが、現場はこれをもとに各学校の来年度の計画を立てるわけです。そういう意味から、小平市の教育振興基本計画を策定するという中で、もう少し作業を早目にやって、早目に現場に下ろしていくということを心がけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○伊藤委員長

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し討論に入ります。

ご意見も既に出ておりましたと思います。

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第78号、平成24年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について、本案を、一部文言を修正の上、決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第79号、小平市立小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新

をすることについて。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第79号、小平市立小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについてを説明いたします。

本件は、小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針を踏まえ、小平市立小平第三小学校が、小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成することができると認められるため、同校を学校経営協議会を置く学校として、指定の更新を行うものでございます。

なお、指定期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○内野教育部理事

小平市立小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、説明いたします。

小平第三小学校は、平成21年4月より、学校経営協議会を置く学校として、小平市学校運営協議会規則第3条第3項の規定により、指定を受けており、平成24年3月31日をもって3年間の指定期間が満了となります。

このことから、小平市立小平第三小学校校長から学校経営協議会を置く学校として、指定の更新を受けたい旨の申請が資料のとおりございました。

なお、小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定する手続を進めるにあたっては、平成23年5月2日の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がありました。その中で、市教育委員会は学校経営協議会を置く学校の指定をしようとするときは、あらかじめ東京都教育委員会と協議をしなければならないとの扱いが廃止となりました。そのことから、事前に東京都教育委員会との協議が不要となったところでございます。

小平第三小学校のコミュニティ・スクールとしての3年間の取組でございますが、教育活動を行って行く上で、地域参画型事業の推進や、地域での見守り活動の充実など、着実な取組を行ってきております。平成24年度以降においても、これらの取組を推進、充実していくことで、小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針に掲げる理念、小平市学校運営協議会規則第3条第1項の各号に掲げる事項を達成することができると認められるため、平成24年4月1日に指定の更新を行うことが望ましいと判断したものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

では、1点私から質問させていただきます。

(5) ①のところに、「学校経営協議会委員の方々には一定の権限と責任を持って」という文

言がございました。これにつきまして、既に協議会委員の皆様も学校の先生方もよく研修等で学習をしておられると思いますが、更新を申請するにあたって、あるいはまた新たに委員となられる方に対して、地方教育行政の組織と運営に関する法律の該当条文、あるいは、さらに文科省による条文解説等を資料としてお渡しして、認識していただくというような作業は、学校あるいは教育委員会としてなされておりますでしょうか。

○内野教育部理事

今ご指摘のところは（５）①「教員・保護者・地域住民が一体となって学校経営をする」の中の部分かと思います。新しい委員ですとか、それから教員も人事異動がありますが、コミュニティ・スクールが法令等で位置づけられているということを、まず基本的に認識していなければいけないと思います。

ご質問の、根拠についての資料などの配付状況については、現在把握していないところでございます。

○伊藤委員長

なぜそんなことをお尋ねしたかと申しますと、一定の権限と責任に関するところで、コミュニティ・スクール、学校経営協議会では、教職員の任用について、学校経営協議会が意見を述べるができるとありますが、これはあくまで任用でございまして、処分に関するものが一切認められていないわけです。第三小学校におきまして、重大なサービス事故が発生いたしましたけれども、その際にも正式なそういった処分に関する要望等の動きは幸いございませんでしたが、これは第三小学校に限らず、コミュニティ・スクール、学校経営協議会が置かれている学校において、あくまでも教職員の任用に関して意見を述べるができるものと、その辺は確認をしておいていただきたいと思います。

それでは、ほかによろしいですか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第79号、小平市立小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、日程を変更いたしまして、議案第85号の審議を行います。

小平市制施行50周年記念特別展「平櫛田中展」の観覧料について。阪本教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第85号、小平市制施行50周年記念特別展「平櫛田中展」の観覧料についてを説明いたします。

小平市平櫛田中彫刻美術館におきましては、9月9日（日）から10月21日（日）までの43日間、小平市制施行50周年を記念して、特別展「平櫛田中展」を開催いたします。

今回の特別展では、全国の美術館、個人の所蔵者から、合計約50点の作品を借用し展示を行います。

また、ふくやま美術館と三重県立美術館との共催により、小平市での開催を前に、ふくやま美術館で7月14日から9月2日まで、小平市での開催終了後には、三重県立美術館で10月30日から12月9日まで開催いたします。

特別展の概要につきましては、資料1をご覧ください。特別展の観覧料につきましては、平櫛田中彫刻美術館条例第6条において、教育委員会が別に定めることとされております。常設展示での大人の観覧料は300円でございますが、今回の特別展につきましては、常設展示よりも経費がかかっていること、また付加価値の高い展示であり、質の高さをPRすることから、観覧料を特別料金の500円に設定いたします。なお、小・中学生につきましては、常設展示と同じ150円といたします。

また、観覧機会の拡大を図るために、会期中は無休とし、会期中の休館日を会期前後に振りかえ、9月3日（月）から8日（土）までと、10月22日（月）から26日（金）までといたします。

さらに、会期中にルネこだいらで開催される「春興鏡獅子」公演と連携し、新たな客層の拡大を図るため、公演チケットの購入者は、小平市平櫛田中彫刻美術館条例第6条第2項、同施行規則第3条第1項第2号の規定に基づき特別展の観覧料を無料といたします。

公演の内容につきましては資料2をご覧ください。

なお、観覧券の寸法・デザインでございますが、平櫛田中彫刻美術館条例施行規則第2条において、その都度定めることとされており、今回の特別展を代表する作品を図柄に使用して作成いたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第85号、小平市制施行50周年記念特別展「平櫛田中展」の観覧料について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。15時50分まで休憩といたします。

午後3時31分 休憩